



ベトナムのデータ法の概要

1. はじめに
2. データ法の概要
3. 終わりに

弁護士 萩原 亮太
 弁護士(ベトナム資格) グエン・ティ・ホアイ・イエン
 弁護士(ベトナム資格) ダオ・ハイ・リン
 弁護士(ベトナム資格) グエン・ドゥク・ホア

1. はじめに

ベトナムでは、個人データ保護に関する直接的な法令として、個人データ保護に関する議定(Decree No. 13/2023/ND-CP。以下「Decree 13」といいます。)が、2023年4月17日に制定、同年7月1日から施行されており(この概要については、東京共同会計事務所の2023年6月22日付 Vietnam Newsletter 寄稿記事/2023年7月10日付 U&I NEWSLETTER¹ご参照)、また、現在、議定である Decree 13 の上位法である個人データ保護に関する法律の制定等の準備が進められています(この概要については、東京共同会計事務所の2024年12月19日付 Vietnam Newsletter 寄稿記事/2024年12月26日付 U&I NEWSLETTER²ご参照)。

¹ <https://uryuitoga.com/uwp/wp-content/uploads/2023/07/cc2813d34b5e461a6c7ede9babf74d0b.pdf>

² <https://uryuitoga.com/uwp/wp-content/uploads/2024/12/b7e2161c5a15c2fefc74bbc893f988e7.pdf>

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。
 本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2025

これに対し、デジタルデータに関する直接的な法令として、データ法(Law No. 60/2024/QH15。以下「データ法」といいます。)が、2024年11月30日に制定され、2025年7月1日から施行されます。

また、データ法の多くの規定は、データ法の詳細を規定した議定等で規定されることとされているところ、ベトナム公安省は、2025年1月16日に、データ法のいくつかの条項の詳細及び施行措置を規定する議定の草案(第2版)(以下「議定草案」といいます。)を公表し³、現在パブリックコメントの募集等がなされている等、データ法の施行に向けた準備が進められている段階にあります。

データ法は、デジタルデータ(=デジタル技術形式下で表示される音声、画像、数値、文字、記号の1つ又はそれらの組み合わせを含む、物体、現象、事象等に関するデータ(データ法第3条第1号))について規定しており、個人データ以外のデジタルデータにも適用されることや、下記2(1)のとおり適用対象に日本企業等の外国企業も含まれ得るため、同法の内容及び今後の動向については留意が必要と考えられます。

この点、データ法に規定されている内容は多岐にわたるところ、本稿では、紙面の許す限り、特に重要と思われる点につき、データ法の概要を取り上げます。

2. データ法の概要

(1) 適用対象

データ法は、適用対象として、(a)ベトナムの機関、組織、個人、(b)ベトナムにおける外国の機関、組織、個人、(c)ベトナムにおけるデジタルデータ活動に直接参加する又は関連する外国の機関、組織、個人を規定しており(データ法第2条)、議定草案第2条も同じように規定しています。

この点、日本企業等の外国企業であっても、「ベトナムにおけるデジタルデータ活動に直接参加する又は関連する」に該当するのであれば、上記(c)に該当し、データ法が適用されることになるところ、この「デジタルデータ活動」については、現状、データ法上も議定草案上も定義が定められていませんが、今後適用範囲が明確化されたり、実際の運用上、デジタルデータ活動という文言から想定される内容よりも広く解釈される可能性があること等には留意が必要と思われます。

(2) 他の法令との関係

データ法の規定内容は、Decree 13と重複する内容等もあるため、他の法令との適用関係が問題になり得るところ、データ法は、下記欄内のように規定しています(データ法第4条)

- (i) データ法が施行効力を有する日より前に公布されたその他法令が、データの策定、発展、保護、監督、処理、使用; データに関する製品、サービス; データに関する国家管理、データに関する活動に関連する機関、組織、個人の責任に関する規定を有するが、データ法の原則に反しない場合には、当該法令の規定に従って実施する。
- (ii) データ法が施行効力を有する日より後に公布されたその他法令が、データ法の規定と異なる規定を有する場合、データ法の規定に従って実施する又は実施しない内容及び当該その他法令の規定に従って実施する内容を具体的に確定しなければならない。

³ <https://chinhphu.vn/du-thao-vbqppl/du-thao-nghi-dinh-quy-dinh-chi-tiet-mot-so-dieu-va-bien-phap-thi-hanh-luat-du-lieu-du-thao-2-7243>
<https://xaydungchinhsach.chinhphu.vn/toan-van-du-thao-nghi-dinh-quy-dinh-chi-tiet-mot-so-dieu-va-bien-phap-thi-hanh-luat-du-lieu-du-thao-2-119250123120619898.htm>

但し、例えば、データ法の施行日より前に公布されたその他の法令がデータ法の原則に反する場合にはどうなるのか、データ法の施行後に公布されたその他の法令が、データ法と異なる規定を有するものの、実施する/実施しない内容が具体的に特定されていない場合にはどうなるのか等、明確ではない点も残っており、データ法の施行後の運用上、混乱が生じる可能性もあり得るようにも思われます。

(3) コアデータ、重要データ、その他のデータ

データ法は、デジタルデータの分類方法の1つであるデジタルデータの重要度の性質に応じた分類として、重要データ、コアデータ、その他のデータという分類を規定しており(データ法第13条第1項第b号)、この何れに該当するかにより適用される規制が異なり得ます(下記(4)等)。

なお、データ法及び議定草案の内容を踏まえる限り、基本的には、一般の事業者が取り扱うデジタルデータは、コアデータ、重要データには該当しないものと思われませんが、今後政府首相により公布されるリストで幅広い内容が規定される可能性も否定はできないことから、今後の動向に注意する必要があるものと思われます。

(a) コアデータ

まず、コアデータとは、「政府首相により公布されるリストに該当する、国防、安寧、外交、マクロ経済、社会の安定、公衆の健康及び安全に直接影響を与える重要データ」(データ法第3条第7号)をいい、議定草案では、コアデータに該当するかを確定する指標につき、下記欄内のように規定しており(議定草案第4条)、一定の参考になり得ると思われます。

コアデータの確定は、国防、安寧、外交、マクロ経済、社会の安定、公衆の健康及び安全(国家の機密を除く)に直接影響を与える、特定の分野、グループ、区域に対するデータの影響レベルに基づかなければならず、以下を含む:

1. 内政、外政に関する党及び国家の方針、政策;中央執行委員会、政治局、書記局、党、国家の指導者の活動;国家安全、秩序確保、社会安全に関する民族、宗教に関する戦略、企画及び民族、宗教業務
2. 祖国保護、国家防衛、国家安全保護、秩序確保、社会安全の戦略、計画、方法、活動;重要な特別プログラム、プロジェクト、企画
3. 人民武装勢力、機密勢力の組織及び活動
4. 国防、安寧、機密に関する建設物、目標;国家の防衛力、国家安全保護、秩序確保、社会安全の可能性を決定する各種武器、装備、手段;機密の暗号化製品
5. 国防、安寧に資するための国家のデータベース、データ及び通信インフラ
6. 国防、安寧に資するための国家の報道、出版、印刷、流通、郵便、電気通信及びインターネット、無線周波数、データ技術、データ技術産業、ネットワークデータセキュリティ、電子工学、ラジオ及びテレビ、電子データ、通信、外交データ、基礎データ、データベース、データ及び通信インフラの発展の戦略、計画、企画
7. 党、国家の機関、組織に資する、国家安全に関する重要データシステム、国家重要データシステム及び個別用データネットワークシステムの技術設計、概略図、設備に関するデータ
8. 外国、国際組織又は国際法令のその他主体との関係発展の戦略、計画、企画;党、国家の機関の外交の状況、方法、計画、活動
9. 外国、国際組織又は国際法令のその他主体とベトナム間で交換、締結されたデータ、合意
10. ベトナム社会主義共和国が加盟国である国際条約及び関連する国際合意に従って、外国、国際組織又は国際法令のその他主体により移転されたデータ
11. 国防、安寧確保の国家投資及び準備金の戦略、計画;国家安全保護に資する入札
12. 金銭の収集、交換、発行の方法、計画;モデルの設計、印刷版の製造、成形、印刷技術、金銭及び有価証券の製造;国家の貴金属、貴石、その他希少品の数量、保管場所に関するデータ

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2025

13. 国家レベルの規画、地域規画、省規画、特別行政-経済単位の規画、都市規画、農村規画の策定過程に関するデータ; 国家備蓄庫システム規画、国防建設物・軍事区域・弾薬庫システム規画、国防・安寧産業に関するデータ
14. 水資源、環境、地質、鉱物、水文気象、土地、海、島、測量及び地図を含む天然資源及び環境に関するデータ
15. 国防、安寧に資する又は経済-社会の発展に対し重要で特別な意味を持つ発明、新技術を含む科学及び技術に関するデータ; 国防、安寧に関連する原子力、放射線・原子力の安全; 国防、安寧に関連する特別な科学及び技術任務並びに国家レベルの科学及び技術任務に関するデータ
16. 人間の健康及び生命に関係する新たに発見された微生物の種類、品種; 希少薬科植物の標本、遺伝資源、栽培地域
17. 希少な薬科、生物学的医薬品の製造過程
18. 人口に関するデータ、資料、調査データ
19. 汚職の精査、検査、監視、違反処理、苦情・告発の解決及び予防・防止に関するデータ

(b) 重要データ

次に、重要データとは、「政府首相により公布されるリストに該当する、国防、安寧、外交、マクロ経済、社会の安定、公衆の健康及び安全に影響を与える可能性のあるデジタルデータ」(データ法第3条第6号)をいい、議定草案では、重要データに該当するかを確定する指標につき、下記欄内のように規定しており(議定草案第3条)、一定の参考になり得ると思われ(特に、下記欄内の4の内容を踏まえると、想定よりも幅広い内容になる可能性も否定できないように思われます。)

重要データの確定は、国防、安寧、外交、マクロ経済、社会の安定、健康、公衆の健康及び安全(国家の機密性を除く)に影響を与える可能性のある、特定の分野、グループ、区域に対するデータの影響レベルに基づかなければならず、以下を含む:

1. 祖国の国家安寧、独立、主権、統一及び領土保全; 党、国家、人民及び社会主義制度の保護; 政治的安寧、思想-文化、経済、国防、外交、情報、社会、天然資源、環境、科学及び技術分野における安寧; 国家のその他利益の保護; 全民族の大団結の保護に対する影響
2. 外国、国際組織又は国際法令のその他主体との関係発展計画、国家利益、国際協力及びその他分野での安寧、外国での大型プロジェクト及び人事組織、海外のエネルギー資源の安全、戦略的航路の安全に対する影響
3. 経済発展、マクロ経済、国家経済の生命線、重要な経済部門のインフラに対する影響
4. 機関、組織、個人の生命、健康、名誉、尊厳、財産、権利、合法的な利益に対する影響

(c) その他のデータ

最後に、その他のデータとは、データ法上直接的な定義規定はないものの、上記(3)の冒頭で記載した内容を踏まえると、デジタルデータのうち、コアデータにも、重要データにも該当しないものを指すといえます。

(4) 越境でのデジタルデータの移転、処理

データ法上、越境でのデジタルデータの移転、処理に関し、以下のように規定されており(データ法第23条)、データ法のみではどのような規制が課されるのか等明らかではありません。

- (a) 機関、組織、個人は、海外からベトナムにデジタルデータを移転し、ベトナムで海外のデジタルデータを処理することが自由にでき、法令の規定に従った合法的な権利及び利益は、国家により保護される。
- (b) 越境でのコアデータ、重要データの移転、処理には以下が含まれる。
 - ベトナムに保存されているデジタルデータをベトナム社会主義共和国の領土外にあるデータ

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

保存システムに移転すること；

- ベトナムの機関、組織、個人が、外国の組織や個人にデジタルデータを移転すること；
 - ベトナムの機関、組織、個人が、デジタルデータ処理のために、ベトナム社会主義共和国の領土外のプラットフォームを使用すること。
- (c) 上記(a)及び(b)に規定するデジタルデータの移転及び処理は、ベトナム法令及びベトナム社会主義共和国が加盟国である国際条約の規定に従って、国防、安寧、国家利益の保護、公共の利益、データ主体⁴、データ所有者⁵の合法的な権利及び利益の保護を確保しなければならない。
- (d) 政府は本条の詳細を規定する。

そこで、データ法の上記規定の詳細を規定している議定草案の内容を確認すると、概要以下のように規定されています(議定草案第 12 条)。この点、一般の事業者との関係では、下記(iii)と(iv)が重要と考えられ、この議定草案の内容で制定された場合、データ移転、処理のリスクの自己評価の実施及び外国受領者との契約に一定の条項を盛り込む必要がある等の対応が必要になるため、特に留意が必要と思われる。

- (i) 海外に、又は海外の組織や個人にデジタルデータを提供、移転する活動は、データ主体の合法的な権利及び利益の保護、安寧、国防、国家の利益、公共の利益の保護を確保しなければならない。
- (ii) データ主管者⁶は、コアデータ、重要データを越境で移転、処理する必要がある場合、下記(iii)に従ってリスクの自己評価を実施し、越境データ移転、処理の影響評価書類を作成し、下記(iv)に規定する手続を実施しなければならない。個人データについては、個人データ保護に関する法令の規定に従って実施され、但し、個人データがコアデータ、重要データのリストに該当する場合には、この議定の規定に従って実施される。
- (iii) デジタルデータの移転者は、外国の受領者によるデジタルデータ処理の合法性、必要性、範囲、方法等の重点を置き、データ移転、処理のリスクを自己評価しなければならない。
- (iv) デジタルデータの移転者は、外国の受領者と締結した契約書又はその他の法的に有効な文書において、少なくとも外国受領者によるデジタルデータ処理の目的及び方法等の内容を含む、デジタルデータの安全性保護の責任及び義務を明確に合意しなければならない。
- (v) 海外に移転する、海外で処理する必要のあるデジタルデータがコアデータである場合：
 - ① データ主管者は、越境データ移転、処理の影響評価書類を作成し、公安省に送付する、但し、軍事、国防、機密分野に該当する場合には、国防省に送付する。
 - ② 国防省、公安省の担当部署は書類を受け取り、書類の十分性と合法性を検査し、書類が十分ではない及び規定どおりではない場合には、書類を補充し、完成させるよう要求する。
 - ③ 国防省、公安省の担当部署は、十分かつ合法的な書類を受領した日から 10 営業日以内に影響評価を完了する。データ移転者は、評価結果に関し文書で通知を得なければならない。合格評価結果を受領した後に、データ主管者は、コアデータの海外への移転、海外での処理を決定する。
- (vi) 海外に移転する、海外で処理する必要のあるデジタルデータが重要データである場合：
 - ① データ主管者は、海外への移転、海外での処理を実施する少なくとも 5 日前に、越境重要データ移転、処理の通知とともに、越境データ移転、処理の影響評価書類を作成し、軍事、国防、機密分野に該当する場合には、国防省に送付し、その他の分野である場合には、公安省に送付する。

⁴ データ主体とは、デジタルデータにより反映される機関、組織、個人をいいます(データ法第 3 条第 12 号)。

⁵ データ所有者とは、自身が所有するデータの価値の策定、発展、保護、監督、処理、使用及び交換を決定する権利を有する機関、組織、個人をいいます(データ法第 3 条第 14 号)。

⁶ データ主管者とは、データ所有者の要求に応じてデータを策定、管理、運用、活用する活動を実施する機関、組織、個人をいいます(データ法第 3 条第 13 号)。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただけますようお願い申し上げます。

- ②5 日後に、不合格評価に関する国防省、公安省の担当部署の回答がない場合、データ管理者は、重要データの海外への移転、海外での処理を決定する。
- ③国防省、公安省の担当部署は書類を受け取り、書類の十分性と合法性を検査し、書類が十分ではない及び規定どおりではない場合には、書類を補充し、完成させるよう要求する。
- (vii) コアデータを越境移転、処理する者は 6 ヶ月ごとに、重要データを越境移転、処理する者は毎年、自身のコアデータ、重要データのリスクについて自己評価を行い、リスク評価報告書を公安省に提出する。

(5) デジタルデータに関する製品、サービス

データ法は、デジタルデータに関する製品、サービスに関し規定しており(データ法第 39 条ないし第 43 条)、概要は以下のとおりです。

なお、データ法上、詳細が議定で規定されることになっていますが(データ法第 39 条第 5 項、第 40 条第 3 項、第 41 条第 3 項、第 42 条第 4 項、第 43 条第 5 項)、少なくとも議定草案にはこれらの詳細に関する規定は見当たらないため、今後、議定草案とは別に作成される草案等で詳細が規定される可能性があるように思われます。

(a) デジタルデータ仲介製品、サービス

デジタルデータ仲介製品、サービスは、デジタルデータの交換、共有、アクセス及び入手並びにデータ主体、データ所有者及びデータ利用者の権利の実施を目的とした合意を通じて、データ主体・データ所有者と製品、サービスの利用者間の商業的関係を確立することを目的とした製品、サービスをいいます(データ法第 40 条第 1 項)。

そして、これを提供する組織は、組織の内部で提供する場合を除き、投資に関する法令の規定に従って活動登記され、管理されなければならないとされています(データ法第 40 条第 2 項)。

(b) デジタルデータ分析・統合製品、サービス

デジタルデータ分析・統合製品は、製品の使用者の要求に従って、複数のレベルでデータを分析・統合して有用な詳細情報にする過程の結果をいい、デジタルデータ分析・統合サービスは、サービス利用者の要求に従って、データを分析、統合する活動をいいます(データ法第 41 条第 1 項)。

まず、これを提供する組織は、ハイテク、創造的な革新、創造的な起業、デジタル技術産業の分野において活動する企業と同様の優遇を享受することができるとされています(データ法第 39 条第 3 項)

他方で、デジタルデータ分析・統合製品、サービスのうち、国防、国家安寧、秩序、社会安全、社会道徳、公衆の健康に危害を及ぼす可能性のあるデジタルデータの分析・統合製品、サービスの事業を行う組織は、投資に関する法令の規定に従って活動登記をし、管理しなければならないとされ、また、デジタルデータ分析・統合製品、サービスの事業のために、国家データベース、専門データベースと接続、共有する場合には、法令の規定に従って管理されなければならないとされています(データ法第 41 条第 2 項)。

(c) データフロアサービス

データフロアは、研究、起業発展、創造的な革新に資するためのデジタルデータに関連するリソースを提供し、経済-社会発展に資するデジタルデータに関連する製品、サービスを提供するプラットフォームであり、データ及びデータに関連する製品、サービスを取引、交換するための環境をいいます(データ法第 42 条第 1 項)。

そして、このデータフロアサービスを提供できるのは、サービス提供条件を充足し、法令の規定に従って設立が許可された公共事業単位、国営企業とされています(データ法第 42 条第 2 項)。

3. 終わりに

今回取り上げた内容以外にも、例えば、緊急事態・災害等の場合に、権限を有する国家機関の要求があるときには、デジタルデータを国家機関に提供しなければならないとする規定(データ法第 18 条第 2 項)、データ処理において発生するリスクの確定及び管理に関する規定(データ法第 25 条)等、多数の規定が設けられていることには留意が必要と思われます。

加えて、データ法の詳細を規定した議定は草案段階であることや、コアデータ、重要データに関する政府首相のリストはまだ公布されていないこと等、今後の状況が流動的であると考えられることに照らすと、データ法に関するベトナムでの最新の実務状況を引き続き注視等することが望ましいと思われます。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上